

自由金利型定期預金

2019年12月 1日 現在

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 (愛称:大口定期) <単利型>
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・定型方式 1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1カ月超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます
4. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
5. 払戻(受取)方法	・満期日以後に一括して支払います
6. 利息 (1) 適用利率(利率表示場所) (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・固定金利(預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します) ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います 預入期間2年以上のものは預金規定に定めた中間利払日以後および満期日以後に分割して支払います ・付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします
7. 税金	・個人の利息には20% (国税15%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります ・法人は総合課税になります
8. 中途解約の取扱い	・預金規定に基づき預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに支払います ・中途解約利率 ①預入日の1カ月後の応答日の前日までに解約する場合 次の②の方式による利率と解約日における普通預金の利率のうち、最も低い利率 ②預入日の1カ月後の応答日以後に解約する場合 次のA及びBの算式により計算した利率(小数点第4位以下切り捨て)のうち、いずれか低い利率。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回る時は0%を下限とします A 約定利率 - 約定利率×30% B 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ 基準利率…解約日にその預金元金を表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率

9. 手数料	—
10. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保定期預金に組入れることができます
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話:0800-080-5100)にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13. その他参考となるべき事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します</p> <p>・中間利払日に支払う利息は預金規定に定めた利率により計算します</p> <p>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000万円までとその利息が保護されます）</p>

(自由金利型定期預金)